

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第３６号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）の一部を次のように改正する。 第８条中「定めて、給料の月額」を「定めて、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、「加算した額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「これに相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「管理職手当の支給を受ける職員」の次に「（以下この条において「管理職手当受給職員」という。）」を加え、同条に後段として次のように加える。 この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の１０分の１（現に管理職手当受給職員である者に係る減給にあつては、５分の１）に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 <u>附則に次の２項を加える。</u> <u>（６０歳に達した日後における最初の４月１日以後の職員に係る降給に関する経過措置）</u> <u>７ 法第２７条第２項に規定する条例で定める降給の事由は、第６条に規定する降給の事由のほか、当分の間、次に掲げる事由とする。</u> <u>（１） 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第２３項の規定による降給</u> <u>（２） 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第１４項の規定による降給</u>	熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）の一部を次のように改正する。 第８条中「定めて、給料の月額」を「定めて、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に改め、「加算した額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「これに相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「管理職手当の支給を受ける職員」の次に「（以下この条において「管理職手当受給職員」という。）」を加え、同条に後段として次のように加える。 この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の１０分の１（現に管理職手当受給職員である者に係る減給にあつては、５分の１）に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 <u>附則に次の１項を加える。</u>

<u>(3) 前2号に掲げる降給に相当する降給として規則その他の規程で定めるもの</u> <u>(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例)</u> <u>8 第10条第1項の規定は、法第28条の2第1項の規定による降任又は前項各号に規定する降給の場合には、適用しない。この場合においては、降任又は同項第1号若しくは第2号に規定する降給のときは人事委員会規則の、同号第3号に規定する降給のときは任命権者の定めるところにより、当該降任し、又は降給する職員に対し、その旨を通知するものとする。</u>	<u>(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る降任又は降給に関する手続の特例)</u> <u>7 第10条第1項の規定は、法第28条の2第1項の規定による降任又は熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第23項若しくは熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第14項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該降任又は降給をする職員に対し、当該降任又は降給をすることとなった旨の通知を行うものとする。</u>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。